

送りつけ商法
点検商法
通販トラブル
...

次々販売
架空請求
訪問購入
...



「自分に関係ない」と
つい考えがちな悪質商法。
最近はより巧妙に、
悪質になっています。

勇気を出して相談することが
新たな被害者を増やさないことにも
つながります！



最近同じような相談が
多いです！

そうなんですネ。
私も注意しなきゃなあ。



嘘を告げたり事実を隠したりする
事業者の行為は、東京都消費生活条例
で禁止されています。

し 困ったときは、お近くの
消費生活センターにご相談ください

東京都消費生活総合センター

消費生活相談窓口

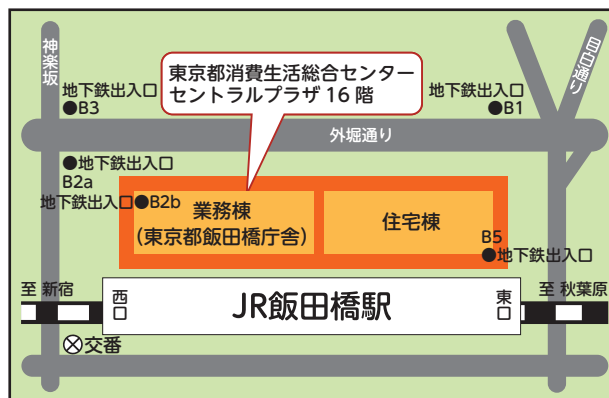
☎03-3235-1155

【受付時間】月曜～土曜・午前9時～午後5時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです。)

📍 アクセス

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階



東京暮らしWEB

検索



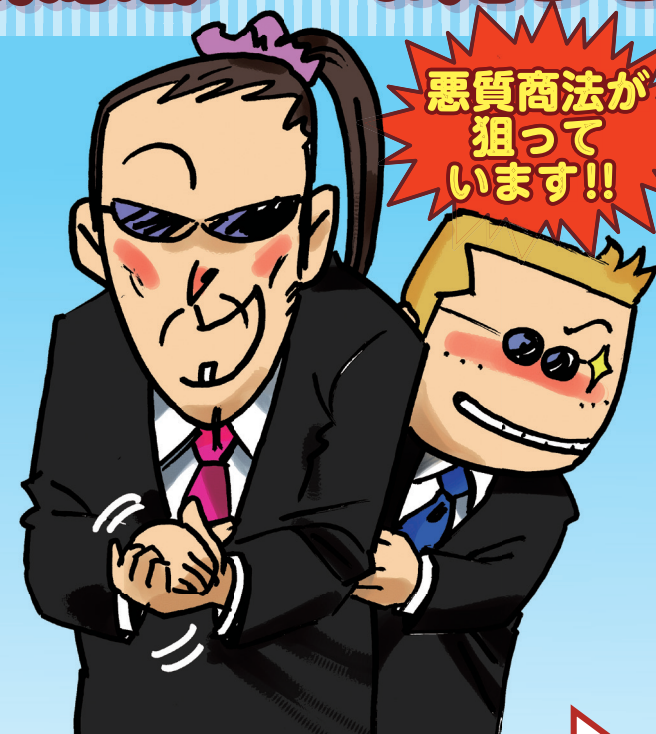
消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります

☎188 (局番なし)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

高齢者と高齢者を見守る皆様へ
東京都からのお知らせ



怪しいと思ったら…裏面へ

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155



消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります

☎188 (局番なし)

こちらのシールをはがして使ってください。
冷蔵庫など目立つ場所に貼っておきましょう！

こんな言葉に要注意！

- 今だけ！
- あなただけ！
- 絶対もうかる！



困ったときは…
おかしいと思ったら…

お近くの消費生活センターに
すぐ相談！



東京都消費生活総合センター

☎ 03-3235-1155

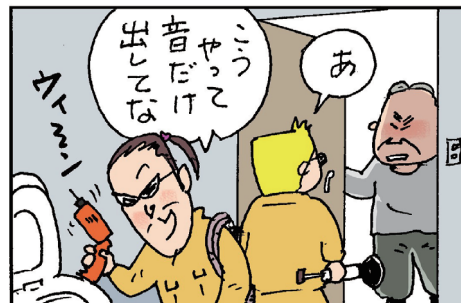
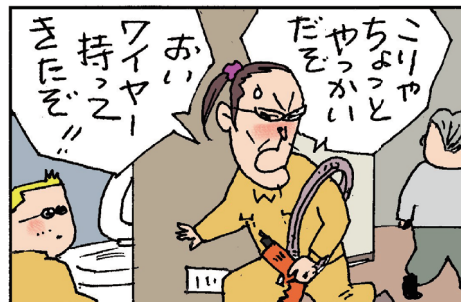
消費者ホットライン

☎ 188 (局番なし)

悪質商法の手口を

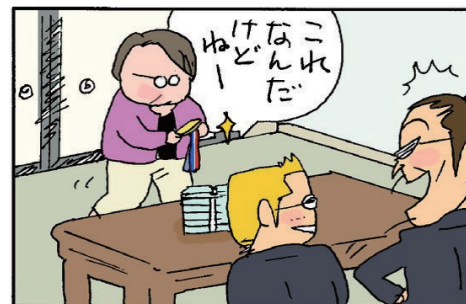
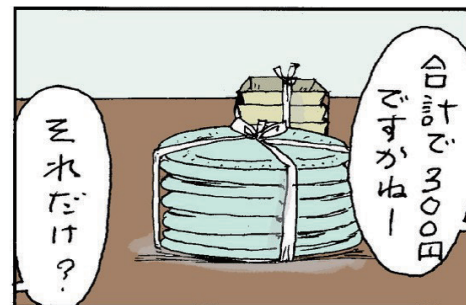
漫画でご紹介！

高額請求に気を付けて



●作業当日に高額請求された場合は、その場では支払わず、消費生活センターに相談しましょう。
●支払ってしまった後でも、広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフできる可能性があります。

強引な買取はキッパリ断ろう！



●購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
●買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。